国際ロータリー第 2550 地区

黒磯ロータリークラブ会報

国際ロータリー会長:シェカール・メータ 第 2550 地区ガバナー: 石田順一

事務所: 〒321-0945 宇都宮市宿郷5-21-15

ベルヴィ宇都宮内 TEL:028-651-2550 FAX:028-651-2551

E-mail: m2550@agate.plala.or.jp



会 長: 荒牧明二 幹 事: 安藤譲治 事務局: 食健サロン 名塩梅

代表 安藤譲治 77 〒325-0055 那須塩原市宮町2-8 TEL:0287-73-5101:FAX:0287-73-5102

TEL:0287-73-5101 デAX:0287-73-5102 E-mail:hideki akiba@akibacorp.com 例 会:国民の祝日を含まない週の水曜日 12:30 - 13:30

| 12:30 - 13:30 |割烹石山 | 那須塩原市本町 5-5

第2962回 荒牧年度第31回例会会報 2022-6-8 司会村山茂君

🔘 会長挨拶 荒牧明二会長



皆さんこんにちは、先日熊本の私立高校サッカー部でコーチが生徒に暴力を振るい、監督が辞任する事件が起きました。これはほんの氷山の一角でしょう。

文部科学省の2020年度調査によると、全国の国公私立の幼稚園、小中高、特別支援学校などで確認された体罰は485件。体罰が行われたのは、授業中・保育中が最多の217件で、部活動の93件となっています。

ずっとバレーボールが嫌いでした・・。そう語ったのは、バレーボール元日本代表の益子直美さんです。選手時代を通して、監督やコーチから怒られ続け、「自分はだめな人間なんだ」と自信が持てなくなったといいます。

そうした経験を踏まえて、現在は小学生向けの「監督が怒ってはいけないバレーボール大会」を 主催しています。子供たちは怒られないと分かっ ているので、いつも以上に伸び伸びとプレーをして いると言います。

さらに益子さんは「子ども自身が考えるプロセス」 を大切にし、質問されても「どうしたら言いと思 う?」と聞き、自発性を引き出すよう心掛けている と言います。

こうした取り組みは、子どものスポーツに限らず、

さまざまな教育分野においても示唆的であり、指導的立場にある人の仲には、「怒る」と「叱る」は違うと考える人もいるが、どちらも相手を威圧し、恐怖心を与える意味では同じという意見は多いようです。

ベネッセ教育情報サイトには、「怒る」は、感情的に自分のイライラや怒りをぶつけるも。「叱る」は、相手のためを思いアドバイスをしたり注意をしたりするもの。と書かれています。

私の先代深谷社長は私を怒るよりは叱る事が 多かったような気がします。間違いを指摘すると きは、荒牧君はそれが良いと思うから実行したん だよな?・・・ 間をおいて、でもこうしたらもっとい い納まりになると思うよ?

そして36年間付き合いました。でも一度だけ反抗した時がありました。つまらないことでしたが、次の日荒牧昨日は俺が悪かった、ごめんの一言です。潔い言葉でした。今も忘れません。

『(叱る依存)が止まらない』の著書で臨床心理士の村中直人氏は、「叱る」と言う行為は自分の欲求を満たす「快楽の為の行為」でもあり、他者を叱ることには依存症と似た構造があると指摘しています。

そしてこの「叱る依存」は、ある一つの組織において、「立場にかかわらず、誰でも率直な意見や素朴な質問を発言しても良い」という「心理的安全性」を脅かす一番の敵であると強調しています。

活発に意見を交し合える組織には、創造的なアイデアが生まれやすく、状況に変化にも対応できる力が培われていく。先行きが不透明で答えのない今の時代にあって、そうした自由な雰囲気や柔軟性が組織を持続し、発展させてゆく要諦となります。

ゆえにリーダーは、一人一人が生き生きと語り、 軽やかに挑戦の一歩を踏み出せるよう心を砕き たい。「人が物を教えるということは、車が重くても 油を塗ることで回りやすくなり、船を水に浮かべて 進みやすくする、というように教えるものです。」

出席報告 泉道夫会員

(出席規定の免除会員数6名)

例会日	会員数	出席数	欠席数	出席率	MU 数	修正出席率
本日 6月8日	36 (6)	27 (3)	9 (3)	81.8%		
前回 6月1日	36 (6)	30 (4)	6 (2)	85. 7%	1	91.1%

「怒る」「叱る」に頼ることなく朗らかに、一人が持つ内発性を信じ、尊重する。そこから、持てる力が何倍にも発揮されていきます。どこまでも相手の心に寄り添い、共に課題に挑み行く「伴奏者」となり進んで行きたいとおもいます。

以上で会長挨拶を終わります。有難うございま した。

◎新入会員ご挨拶 浜木大治様



皆様、こんにちは、Royal Hotel 那須の浜木です。 7月からメンバーとして活動させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は東京生まれの東京育ちですが、母が那須 湯本の旅館の娘であり、小さな頃からこの地には 縁もゆかりもございまして、那須が好きで移り住 んでまいりました。

Royal Hotel 那須では、3月まで料飲部という、 主にサービスを行う部署に所属しておりクリスマ ス家族会やご宴会などで、お顔を存じ上げている 方もいらっしゃいますが、これからはこの会を通じ て、さらに多くの方たちと親密にさせていただきた いと思いますので、よろしくお願いいたします。

② 幹事報告 安藤譲治幹事



理事役員会報告

6月1日例会終了後第14回理事役員会が開催 されました。

● まず最初に、新入会員推薦についてです。会員増強委員会より提出があり、理事役員会で入会について承認されました。鈴木隆子会

員より推薦された方は、金澤弘子さん・有限会社カイト代表取締役で、りんどう薬局さんを運営する会社です。黒磯ロータリークラブ細則・第11条、第3節の定めにより、異議のある方は本日より7日以内に理由を付した書面を理事会に提出して下さい。

- 小野安正会員より退会届が提出され、6月30 日付けで退会が承認されました。
- 泉道夫会員より休会届が提出されましたが、 次年度の事もあり植竹年度の理事役員 会に おいても審議するものとする。
- 一年交換留学生の受け入れについて(状況説明)受入ロータリアンは村山茂会員、石山桂子会員は決まっているが、あと2家族決まっていません。他のクラブに協力をお願いし、それでも無ければ地区に相談する。
- 次年度、一年交換留学生の募集について 令和5年8月から送り出す留学生の募集を黒 磯高校に打診していますが、高校内の締切を 7月5日(火)にしているので、後の対応を植竹 年度に引き継ぎます。
- インターアクト年次大会報告書の件で黒磯高校の和久井先生から連絡あり、カラーで100部作成するのに187,000円かかるが、黒磯高校インターアクトクラブで資金が12万円程しかないのでと相談された件で、予算と今までの支出を考えて荒牧会長に一任すると承認されましたが、荒牧会長と相談し、半額の93,500円することにしました。和久井先生に連絡してあります。

幹事報告

● 6月5日西那須野ロータリークラブ創立50周年記念式典があり、荒牧会長と共に参加してまいりました。プログラムを回覧していますのでご覧ください

◎ 委員会報告 植竹一裕副会長



〇大島三千三次年度幹事

次年度幹事の大島です。本日例会終了後、次年度理事役員会を開催致します。該当する方は 例会終了後、お残りお願い致します。



また、本日午後6時半より、今年度次年度理事 役員委員長様の引継会を開催致します。該当さ れる方はご参加宜しくお願い致します。

○瀧田雅仁スマイルボックス委員長



スマイルボックス委員長の瀧田です。荒牧年度 も残すところ1ヶ月となりました。

皆様のレターボックスに、今年度のスマイルボッ クス累計額を書いたメモを入れました。どうぞ宜し くお願い致します。

ニコニコボックス 北畠大輔委員



□ 時庭稔会員 結婚祝いありがとうございまし た。

□ 北畠大輔会員 目標達成しました。

□ 髙木慶一会員 浜木大治新会員を歓迎して

□ 片田航介会員 今日は後任を紹介させて頂き ました。私は今月いっぱいにな

りますが、宜しくお願いします。

□ 佐藤博会員 梅雨に入りました。

② 卓話 クラブフォーラム 次年度会長 幹事

〇大島三千三次年度幹事



遺資料A(改訂2015年日本版) ver.2 第2550地区青少年交換 虐待とハラスメント防止に関する方針

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明 第2550地区は、ロータリーの活動に参加す るすべての人々のために最も安全な環境を 作り、維持するよう最善を尽くしている。 全ロータリアン、その配偶者、またいかな るボランティアの人々も、接触する児童お よび青少年の安全を考え、肉体的、性的あ るいは精神的な虐待を防止して、彼らの身 の安全を守るため、最善を尽くす責任があ る。

2. 定義

ボランティアとは、監督者の有無に関わら ず、青少年交換の活動で学生と直接の接触 を持つすべての成人を指す。具体的には学 生を活動や遠出に招いて世話をしたり、学 生を行事や催事まで車で送迎する可能性の あるクラブや地区の青少年交換役員、委員 会委員、カウンセラー、ロータリアンまた はロータリアンではない人々、その配偶者 やパートナー、ホストファミリーや受入家 庭に同居するその他の成人(兄弟やその他 の家族など)が含まれる。

学生とは、成年に達しているか否かを問わず、ロータリー青少年交換に関わる個人を指す。性的虐待とは、青少年に対して間接または直接に性的な行動を及ぼすこと、あるいは青少年が単独または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動に及ぶことを強制あるいは奨励することである。これは、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触を伴わない攻撃も含まれる。

性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指す。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずけるために用いられる場合がある。

性的ハラスメントには次のような例が含まれる。

性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面 あるいは口頭による言及、青少年がいる前で の個人の性生活に関する話、個人の性的活動 、欠陥、能力に関する言及

性的な性質を持つ言葉による虐待

- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛、衣服に付いた ゴミを払い落としたり、触るなどの不適切な身 体的行動、卑猥な言語または身振・手振り、お よび性的示唆や侮辱を含む言葉
- 3. 地区青少年交換プログラムの法人化と損害 賠償保険

地区青少年交換プログラムの運営および活動は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本 青少年交換委員会に属し、その包括的な指導 および援助の下に行う。

特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会は、東京都港区芝公園二丁目6番地15号に所在し、日本国の「特定非営利活動促進法」によって法人化されたものである

損害賠償責任保険は、上記法人の加入する 保険による。

- 4. ボランティアの選考と審査 第2550地区は、未成年と共に活動する成人 のボランティア誓約書、免責事項、審査内容 についてすべての記録を永久に保存する。 第2550地区青少年交換プログラムへの参加 に関心があるすべてのボランティアは以下の 要件を満たさなければならない。
- 青少年ボランティア誓約書にすべて記入する
- 個人面接に応じる。
- 地区が照会できる身元保証人のリストを提出 する。
- 学生と共に活動するためのRIおよび地区の資格要件を満たす。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリーが関係する青少年活動に携わることをRI方針は禁じている。個人が性

的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受け、結論が導き出されなかった場合には、該当する個人が将来関わる青少年の安全および被告発者の保護のため、さらなる保護措置が講じられなければならない。後に嫌疑が晴れた当人は、青少年交換プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

- 青少年交換プログラムに関するRIと地区の指針を遵守し、理解する。
- ボランティアは、身元保証人によってその身元を保証される。身元保証人は、地区またはクラブによって選任され、青少年ボランティア誓約書に署名して、地区危機管理委員会が調査・確認する。

ホストファミリーは上記の指針に加え、以下の 選考および審査基準を満たさなければならな い。

- ホストファミリーは、交換学生を受け入れる適性を審査する総合的な面接に応じる。ホストファミリーは以下を実証しなければならない。一学生の身の安全と安全確保に力を入れること。
 - ―学生を受け入れる動機がロータリーの理念である国際親善および異文化交流と一致していること。
 - ―学生に十分な宿泊設備(部屋と食事)を提供できる財力があること。
 - ー学生の福利を保証するため、適切な監督と 親代わりとしての責務を果たす能力があること
- ホストファミリーは申請書を記入しなければならない
- 事前通知をした場合と抜き打ちの場合、また 受入れ前と受入れ中に各ホストフアミリーの家 庭訪問を実施しなければならない。家庭訪問 は、繰り返し受け入れを行う家庭を含め、毎年 実施しなければならない。
- ホストファミリーの家に同居するすべての成人 は選考と審査基準を満たさなければならない。 これはホストファミリーの成人の子供、常時ま たは一時的に家庭に居住する他の親族も含む

ッカウンセラー(顧問)はボランティアのすべての 基準を満たす他、以下の項目を満たす必要が ある。

- ◆ カウンセラーは、学生のホストファミリーの一員であってはならない。
- カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待や ハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうる いかなる問題や懸念事項にも対処できるよう 訓練を受けていなければならない。

その他の推奨事項:必須要件ではないが、地区は、特定の学生に関与するボランティアの親しい友人や親戚をカウンセラーとして選出するのを避けるべきである(クラブ会員かつホストファミリーである学校の校長など)。

5. 学生の選考と審査

第2550地区青少年交換プログラムへの参加に 興味のあるすべての学生は以下の要件を満た さなければならない。

- 申請書に記入し、プログラムへの参加適性を 審査する面接に応じる。
- 地区のすべてのオリエンテーションや研修セッ ションに出席し、参加する。
- 第2550地区の青少年交換プログラムへの参加 に関心のある学生の両親または保護者はすべ て、学生のプログラムへの参加適正を測るため 、面接に応じなければならない。

6. 研修

第2550地区はすべての青少年交換プログラム 参加者に虐待とハラスメントを予防するための 研修を提供する。地区青少年交換委員会又は 地区危機管理委員会が研修セッションを実施 する。

具体的に、第2550地区は以下を行う。

- 地区特定の指針、地元の慣習や文化に関する 情報および法的な要件を組み入れ、「虐待とハ ラスメント防止に関する研修の手引き」を採択 する。
- 参加者を特定した上での研修日程、それぞれ のボランティア任務に必要とされる研修の頻度 、および使用される研修手法を決める。
- 以下の青少年交換プログラム参加者に対する 特別の研修セッションを実施する。
 - ー 地区ガバナー
 - 一 地区青少年交換委員会委員
 - ー クラブ青少年交換委員会委員
 - ー カウンセラー
 - 一 地元のツアーや地区行事など、青少年交換 活動に従事するロータリアンやロータリアン 以外の人々
 - ー ホストファミリー
 - 一 学生(派遣学生と受入学生)
 - ー 学生の親や法的保護者
- すべての参加者が必須研修を受けるための指 針を確立する。
- 指針を確実に遵守するため、記録をつける。
- 7. 申し立ての報告に関する指針

第2550地区は、青少年交換学生の安全と健全 な生活を守るよう努め、いかなる虐待やハラス メントも容認してはならない。虐待やハラスメント に関するすべての申し立ては慎重に取り扱わ れ、「性的虐待およびハラスメントの申し立て報 告に関する指針」に基づいて対処されなければ ならない。

8. 対応および審査の指針

第2550地区は、虐待やハラスメントに関する申 し立てを慎重に扱い、各申し立てに対して徹 底的な調査を行うことを確認する。地区は、警 察機関、児童保護局、法的調査機関すべてに 協力するものとし、独自に審査を行う際はその 他の調査を妨げることのないようにする。

9. 第2550地区のその他の責務

- 警察機関が調査を行わない犯罪に当たらない 行為や過去の事件についての報告、調査、取 り扱いの手続を確立する。
- 青少年交換受入学生すべてが、次の範囲の保 険に加入するよう推奨する:RIJYEC保険プラ ン(ロータリー章典41.060.10に準拠)
- 地区内で提供されている支援サービスの一覧 (レイプ被害者ホットライン、自殺防止ホットライ ン、未成年へのアルコールと麻薬に関する意 識向上プログラム、関連の法執行機関、地域 社会の支援サービス、民間の支援サービス等)を学生に提供する。
- 青少年交換に参加するすべての学生について 学生情報依頼用紙を記入し、交換を始める 1 カ月前までにRIへ提出する。
- 青少年交換学生に、緊急時24時間対応の電 話番号を提供する。
- 青少年交換のウェブサイトに関する RI指針に 従う。
- 性的虐待やハラスメントについては、被害者と される人のために独自に弁護士、療法士また はカウンセラーを任命する。
- 犯罪に関する申し立てはすべて72時間以内に RIへ報告を行う。
- 青少年交換学生が関与するすべての深刻な 事態(事故、犯罪、早期帰国、死亡)についても 72時間以内にRIへ報告を行う。
- この方針とそれに準ずる手続を定期的に評価 し、見直す。

その他の推奨事項:必須事項ではないが、地 区は以下を実施するよう検討すべきである。

- 記録ファイル、方針、申し立てを毎年、評価し 見直すための地区審査委員会を任命する。
- 地区青少年保護役員を任命する。
- 現在の受入状況、精神面、懸念事項、意見、 提案などの情報について、地区の派遣学生と 受入学生から毎月報告書を提出してもらう。青 少年交換地区委員長が学生からの報告書を 読み、必要に応じて学生を支援する。
- 常時の地区「 ホットライン」として携帯電話の 指定を検討する。 地区のロータリアンを連絡 担当者として指定して待機させ、交換期間中は 24時間電話を持ち歩くようにする。

10. クラブの遵守事項

第2550地区は、地区内の参加クラブすべてが 、虐待とハラスメント防止に関するRI指針を遵 守するよう監督し、確認する。地区から認定を 受けることを希望するすべてのクラブは、審査 と認定のため、以下の書類を地区に提出しな ければならない。

- 青少年交換プログラムを推進および支援する ためにクラブが作成した推進資料やパンフレッ ト、申請書式、方針、ウェブサイトのリンクなど のすべての資料
- 地元での支援サービス一覧(レイプ被害者ホッ トライン、自殺防止ホットライン、未成年へのア 5 ルコールと麻薬に関する意識向上プログラム、

関連の法執行機関、地域社会の支援サービス 民間の支援サービス等)

- 虐待やハラスメント防止に関するクラブの研修 プログラム資料
- 11. 参加クラブは以下を実行することに同意しなければならない。
- ◆ クラブが第2550地区とRIの方針を遵守して青少年交換プログラムを運営する旨を明記した、署名入りの表明文を作成し、提出する。
- 監督のない場面で直接青少年と接触を持つことになる、ホストファミリーに同居している人、カウンセラー、クラブ委員長、すべてのロータリアンとその配偶者やパートナーなど(ただしこれらの人々に限らない)、プログラムに関与するすべてのボランティアについて、地区が調査を実施しない場合、代わりにボランティア誓約書と経歴照会を行う。すべてのボランティアは、「青少年ボランティア誓約書」に記入し、署名しなければならない。
- 事前通知をした場合と抜き打ちの場合、また受け入れ前と受け入れ中に行う家庭訪問と面接を含め、ホストファミリーの総合的な選考と審査の手続を確立する。
- 学生とホストファミリー両者から事後評価をもらう。
- 「性的虐待とハラスメントに関する申し立て報告に関する指針」に従う。
- 第2550地区青少年交換プログラムの管理外で 学生を直接派遣することを禁止する(裏口交換 と呼ばれるもの)。
- 学生を移動させる際の基準を確立し、一時的に 滞在する予備の宿泊施設をあらかじめ設けておくなど、学生をホストファミリーから引き離す際の 手順を設ける。
- あらかじめ審査を受けた、緊急用の家庭を含め、臨時受入れ態勢を整えておく。
- すべての学生の受入れは任意であることを確認する。派遣学生の両親やクラブの会員に、学生のホストファミリーとなることを義務付けてはならない。
- 長期の交換学生は複数のホストファミリーを持つよう確認する。
- 歯科医、医者、礼拝所、カウンセラー、自殺防止 や性犯罪緊急用ホットライン等の情報を含む、 地元の総合的なサービス一覧を学生に提供する
- 学生を担当する受入側カウンセラーは学生のホストファミリーのメンバーではないことを確認する。
- 受入側カウンセラーは肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう訓練を受けていなければならない。
- ホストファミリー、派遣学生、受入学生、および その両親や法的保護者には、性的虐待とハラス メント防止に関する研修を提供し、研修への参 加を義務付ける。

- 学生のいかなる懸念や問題について学生を支援する少なくとも3名の支援者の氏名と連絡先を提供する。その支援者は、男性と女性の両方が含まれ、両者は互いに無関係の個人で、またホストファミリーやクラブカウンセラーと親しい関係にはないこと。
- 学生に、ホストクラブ会長、ホスト地区ガバナー、ホスト地区青少年交換委員長の氏名と連絡先提供する。
- 学生がスポンサークラブカウンセラー、スポンサークラブ会長、スポンサー地区ガバナー、スポンサー地区青少年交換委員長の氏名と連絡先をスポンサー地区から提供されていることを確認する。
- 青少年交換のウェブ、サイトについてRI指針に 従う。
- 青少年交換学生が関与するすべての深刻な 事態(事故、犯罪、早期帰国、死亡)について 直ちに地区へ報告する。
- すべての申請者、申請者の両親または法的保護者と面接を行う。

その他の推奨事項:必須事項ではないが、地区 は以下を実施するよう検討すべきである。

- クラブ青少年保護役員を任命する。
- 長期交換では、3軒のホストファミリーに滞在 させる。
- クラブは審査および承認を受けるにあたり、すべての情報の提出を義務付けられるよう、クラブ再認定の仕組みを確立する。
- 経歴照会が終了し、監督なしで学生と接することが許可されるまで、ボランティアが学生に接触することを禁止する。

〇植竹一裕次年度会長



次年度会長に選出されました植竹です。本日は次年度会長挨拶ということでございますので、簡単に次年度方針をお話しさせていただきます。

2022-23年度ジェニファー・ジョーンズRI会長は「イマジン ロータリー」を会長テーマとしております。ジョーンズ氏は、大きな夢を抱き、行動を起こすことをロータリアンに求めています。それを実践するためのキーワードとしてDEIの重要性を説いています。

D: Diversity(多様性) E:Equal(公平性)

I:Inclusion(包含)

「イマジン ロータリー」とは、地域社会とのつなが りを強め、持続的な変化を生み出すための行動を しようとする事で、将来にわたり有意義なリーダー シップ・ネットワークづくり、奉仕活動の機会を実現 する大切な指針となります。

大きな目標に向かう中でDEIクラブメンバー・地域 社会への奉仕を地道に行なう事が重要であると説 いています。

第2550地区佐貫直道ガバナーは活動を知り、歩 み(活動)に参加し、ロータリーを通して社会を支え ていく強い思いが必要と言われています。具体的 方針は以下の通りとなります。

- 1. ロータリーの活動を知る
- RI会長方針「Imagine Rotary」を理解する。
- ロータリーの歴史や自分達のクラブの歴史を知
- ロータリーがどのような活動を展開しているか調 べる
- 2. ロータリーの歩み(活動)に参加する
- ロータリー活動で出来るところから参加する
- 友情あるロータリアンになる。
- IT化・デジタル化に取り組み
- 3. ロータリーで「汗を流し」皆で社会を支え合う
- 自分のできる活動・奉仕に参加する
- 自分でなければできない活動・行動を見つけて 参加する

第一グループ小西久美子ガバナー補佐は掲げら れた地区目標をそれぞれの分野でしっかりとした 10に記さる際とでいる。 目標に向かって取り組む姿勢を強調されています。<mark>◎ SAA 村山茂君</mark> これを踏まえて黒磯クラブの会長方針としてクラ ブメンバー・地域社会への奉仕をベースとして

- 1. 会員増強純増3名 特に那須町地域・女性会 員の入会に努力する
- 2. 財団寄附 \$150+ポリオ\$30=\$180
- 3. 米山奨学会支援 ¥19,000/1名
- 4. My Rotary 登録推進・IT・DX化の推進
- 5. Rotary 広報活動の推進
- 6. 今できる奉仕活動の再検索
- 7. クラブ内の親睦を発展させる

を目標として、更なるクラブの発展を目指して参り ます。

難しい話をするつもりはありません。何をするに

せよ、まずは黒磯クラブの足元を固めたいのです。 RI会長の提唱する「DEI」はそれぞれのクラブ内・ 地域社会への奉仕を地道に行う事と説いておりま

その中で我々黒磯クラブが認識を新たにするこ とは、那須ロータリークラブが解散となり、現在黒 磯クラブの活動地域は那須町を含む定款である 事です。那須町のメンバーの発掘にご協力お願 いいたします。同様に外来卓話で那須町町長に お願いする予定です。今までよりも活動地域が広 がったことを認識して下さい。

荒牧年度・大島年度・吉光寺年度は、コロナ対 策に追われ運営が大変厳しい状態でした。そろそ ろ一歩前に踏み出す時が来た様に思います。 色々な事に手を出すのではなく以前の生活に戻 るためのリハビリの1年にしましょう。その為には 感染予防対策を整えた上でまずは、クラブ内の親 睦の場を増やしたいと思います。具体的には、観 月会・クリスマス家族会・新年会・観桜会・最終例 会と恒例の夜間例会の他に夜間例会を開催致し ます。目標に掲げた「今できる奉仕活動の再検 索」は、その親睦の場から新しい発想が生まれる ことを期待します。

会計に目を転じると、現在36名の会員です。運 営するには収入と支出のバランスが非常に厳しい 状態です。過去3年間の活動を自粛したために繰 越金に余裕はありますが、それに甘えて利用する ことは、可能な限り控えなければなりません。多 少の自己負担が増える事もあろうかと思いますが ご協力をお願いいたします。



6月8日欠席者(敬称略)

荒井昌一(免) 秋葉秀樹 井出法 稲垣政一 小野安正 瀬尾紀夫(免) 田中徹 和気勝利(免) 戸野俊介

前回6月1日分メークアップ(敬称略) 時庭稔

会長・幹事・副会長 次回例会 令和4年6月15日 担当

近隣クラブ例会日

〇火曜日 西那須野/いとう屋 〇木曜日 大田原中央/勝田屋記念会館 0287-36-0028 0287-23-4165 近隣クラブ例会日 〇木曜日 大田原/ホテル花月 〇金曜日 黒羽/ホテル花月

0287-54-1105 0287-54-1105